

# 告 示

## 埼玉県告示第三百六十三号

測量計画機関である神川町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年八月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 測量計画機関

神川町

### 二 作業種類

公共測量（MMS計測（車載写真レーザ測量））

### 三 作業地域

児玉郡神川町一円

### 四 作業期間

令和元年八月二十三日から令和二年三月三十一日まで